提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和5年度 横浜市要介護認定業務委託

2 業務の内容

「業務説明資料」のとおり。但し、同説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務(設計)実施の条件となるものではありません。 概算業務価格(上限)は約430,000千円(税込)です。(上限額については、横浜市議会の議決を前提とします。)

- 3 参加に係る手続き
- (1) 参加意向申出書(要領-1)の提出期限提出期限 令和4年10月31日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課認定担当 担当 長久・飯尾・佐浦 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階

Email: kf-kaigonintei@city.yokohama.jp

- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 提案資格確認結果の通知

結果及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和4年11月4日(金)に発送します。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日 起算で、市役所閉庁日を除く7日後の午後5時までに参加意向提出書提出先まで提出しなければなりません。

> 本市は上記の書面を受領した日の翌開庁日起算で、市役所閉庁日を除く7日以内に説明 を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書(要領-2)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び 回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和4年11月15日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課認定担当

担当 長久·飯尾·佐浦

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階

Email: kf-kaigonintei@city.yokohama.jp

- (3) 提出方法 郵送又は電子メール (受領後、担当から連絡します。連絡がない場合、受領確認の連絡 をお願いします。)
- (4) 回答日及び方法 令和4年11月18日(金)までにホームページに掲載します。
- 5 提案書(要領-3)の内容
- (1) 提案書は、別添の所定の書式(要領-3~11)に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則 A 4 版縦とします。
- (3) 提案項目
 - ア 同種又は類似業務の実績(要領-4)
 - イ 業務実施体制 (要領-5)
 - ウ 総括責任者の経歴等 (要領-6)
 - 工 業務実施方針(要領-7)
 - (ア) 所要日数短縮のための取組
 - (イ) 要介護認定の適正化のための取組
 - (ウ) 職員体制(有資格者等の配置)
 - (エ) 要員の育成
 - オ 業務の実施手法(要領-8)
 - カ その他の提案等(要領-9)
 - キ ワークライフバランス及び障害者雇用に関する取組(要領-10)
 - ク 提案書の開示に係る意向申出書 (要領-11)
- (4) 提案資格者の条件は、次のすべての要件を満たすこととします。
 - ア 令和3年・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿おいて、登録がされている者。なお未登録の場合は、参加意向申出書の提出時までに、横浜市への入札参加資格申請を行い、参加意向申出書提出時に申請書の写しを添付すること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始が されている者でないこと。
 - エ 銀行取引停止処分を受けていない者。

- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの申立てがなされている者(更生又は再生の手続き開始の 決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
- カ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス等(以下「居宅サービス等」という。)の提供を現に行っていないもので、かつ、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の 提供を行わない者であること。
- (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で 記述してください。
 - ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
- 6 評価基準

提案書評価基準のとおり

7 提案書の提出

- (1) 提案書の提出
 - ア 提出部数 11部
 - イ 提出先 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課認定担当 担当 長久・飯尾・佐浦 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 16 階
 - ウ 提出期限 令和4年12月5日(月)午後5時まで
 - エ 提出方法 持参(受付時間:午前9時~正午と午後1時~5時)

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

- 8 提案書に関するヒアリング 次により提案内容に関するヒアリングを行います。
- (1) 実施日時 令和4年12月23日(金)
- (2) 実施場所 市庁舎

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

- (3) 出席者 総括責任者又は主任担当者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	健康福祉局第一業者選定委員会	「令和5年度 横浜市要介護認定
		業務委託」に係るプロポーザル評
		価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者	プロポーザルの評価に関すること
	の選定に関すること	
委 員	健康福祉局	健康福祉局
	・局長	委員長 生活福祉部長
	・副局長	副委員長 高齢健康福祉部長
	• 高齢健康福祉部長	委員 福祉保健センター担当課長
	• 地域福祉保健部長	委員 高齢健康福祉課長
	• 生活福祉部長	委員 地域包括ケア推進課長
	• 障害福祉部長	委員 高齢在宅支援課長
	• 健康安全部長	委員 高齢施設課長
	• 総務課長	
	・その他委員長が必要と認める者	

10 特定・非特定の通知

特定・非特定及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和5年1月19日(木)までに発送します。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面で特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌開庁日起算で、市役所閉庁日を除く7日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌開庁日起算で、市役所閉庁日を除く7日以内に説明 を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルのために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルの提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出期限又は指名通知日以降、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 本業務は、令和5年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算 の議決がされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとしま す。
- (6) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否 要する。

- (4) 令和5年度の委託期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
- (5) センターの設置期間は4年間を予定しますが、当該年度の運営状況が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結します。
- (6) 翌年度以降の契約にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登載されていることが必要です。

